## 申 立 書 (出産)

フリガナ		
児 童 名		( 歳児)
利用施設名		
児童の状況	入園中	申込中

牛久市長 殿

住	所	
氏	名	(II)

下記の理由により、児童の保育が困難であることを申し立てます。

記

ш	出産者氏名							
出出	生 年 月 日	年	月	日生				
産	出 産 予 定 日	年	月	日	育児休業 取得予定	有 ( 無	年	ケ月間)

- ※ 母子手帳の表紙(出産者の氏名が記載されているページ)と出産予定日が記載されているページの 写しを添付してください。
- ※ 既に保育園を利用中の方は、裏面の<u>「母親の出産に伴う就労確認届」</u>についても記入してください。

## 母親の出産に伴う就労確認届

母親が、入園後に次子を出産し、両親のいずれかが育児休業または育児休暇を取得する場 合や、出産に伴い職場を退職した場合などは、在園児の継続入園の取り扱いが異なりますの で、出産後の就労状況を確認させていただきます。

<u>年 月</u>	日
出産予定日 年 月 日	
【確認項目】	
●該当する項目にチェックをし、必要事項については記入をお願いいたします。	
□ 出産に伴い職場を退職する。	
→ 退職時期はいつですか。 ( 年 月 日)	
□ 誕生した子が1歳の誕生日を迎えるまでに職場に復帰する。 (1年以内の育児休業または育児休暇を取得する場合)	
→ 復帰時期はいつですか。 ( <u>年月日</u> ) → 復帰時期に誕生したお子さんが保育園に預けられないとき(入園待機時)、育児休業または育児休暇を延長する予定ですか。 その場合、いつまで予定していますか。 ( <u>年月日</u> )	
□ 育児休業または育児休暇を1年以上取得する。	
→ 取得期間はいつまでですか。 ( 年 月 日)	
(切り取って保護者に渡して下さい)	-
保護者へのご案内	

- ●上記育児休業または育児休暇の取得内容により、以下の手続きが必要となります。(各種届出は、 保育課まで提出してください。)
  - ① 出産に伴い職場を退職する場合
    - ・出産に伴い職場を退職する場合は、出産2か月後に退園となりますので、退園月までに **退園届**を提出して下さい。但し、産前2か月以前に退職する場合は、その時点で退園にな ります。
  - ② 誕生したお子様が 1 歳の誕生日を迎えるまでに職場に復帰する場合
    - ・出産し、育児休業または育児休暇期間が確定したら、勤務証明書を提出していただきす。 (勤務証明書に育児休業取得期間を記入する欄があります。**自営業・農業の方は母子手帳の** 出産日が分かるページの写しを提出し、育児休暇の期間を申告してください。)
    - ・育児休業期間中は短時間認定となりますので認定変更の手続きが必要となります。
    - ※但し、復帰月の保育園入園を申し込み、入園待機となった場合には、育児休業または育児 休暇を延長しても、在園児は、当該年度末(3月末)まで継続して入園することが可能です。
  - ③ 育児休業または育児休暇を1年以上取得する場合
    - ・誕生した子が1歳の誕生日を迎える月の末日で退園となりますので、退園月までに退園届 を提出して下さい。